

とっとり犯罪被害者サポート企業実施要綱

(目的)

第1条 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度を導入している企業のうち、犯罪被害者の支援活動に積極的に取り組む企業を「とっとり犯罪被害者サポート企業」として登録し、広く紹介することにより、犯罪被害者支援に関する県民・事業者の理解を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱にかかる用語と定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 申込者 当該制度に参画しようとする企業等をいう。
- (2) 企業等 本店、支店、営業所、事業所その他名称の如何を問わず、県内に事業を行うための拠点が存在し、事業活動を行う企業（個人事業主を含む）、法人、又は団体とする。

(要件)

第3条 県は、次の要件をすべて満たす企業等を「とっとり犯罪被害者サポート企業」として登録することができる。

- (1) 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度を導入していること又は今後導入することが決定していること。
- (2) 以下のいずれかの取り組みを行っていること。
 - ア 犯罪被害者の置かれた状況への理解等に関する従業員研修
 - イ 県が行う犯罪被害者支援活動への寄付
 - ウ その他、犯罪被害者支援に関する活動を1年以上継続的に行っていること
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 代表者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）が、第4条第1項の規定による申込書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者。
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者。
 - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
 - エ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
 - オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
 - カ 社会的に問題が指摘される団体等である、又は当該団体と関係を有していることが確認されている者。

(登録申込及び登録等の決定)

第4条 申込者は、とっとり犯罪被害者サポート企業登録申込書（変更届出書）（様式第1号）を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項により提出された申込書に基づき、第3条の要件を満たすと認められる場合は、申込者をとっとり犯罪被害者サポート企業として登録するものとする。
- 3 県は、前項により登録した場合は、とっとり犯罪被害者サポート企業登録証（様式第2号）を申込者に交付するものとする。
- 4 県は、第3条の要件を満たさないことにより登録しないことを決定した場合は、その旨を速やかに申込者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 とっとり犯罪被害者サポート企業は、申込内容に変更が生じた場合は、様式第1号により、県に変更内容を届け出るものとする。

(活動報告)

- 第6条 とっとり犯罪被害者サポート企業は、各年度の犯罪被害者支援活動の状況を当該年度の翌年度の4月末日までに、とっとり犯罪被害者サポート企業活動報告書（様式第3号）により県に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定に関わらず、県は、登録に係る活動状況について、必要に応じ、とっとり犯罪被害者サポート企業に報告を求めることができる。

(登録の取消)

- 第7条 県は、とっとり犯罪被害者サポート企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) 事業を継続することができなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
 - (3) 事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたとき。
 - (4) 活動が、登録の決定を受けた申込書等の内容から著しく逸脱していることが明らかで、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。
 - (5) 第3条の要件を満たしていないことが認められるとき。
 - (6) 第4条第2項の活動を行っているとは認められるとき。
 - (7) やむを得ないものとして県が認める場合を除き、前条第1項の報告が期限内になされないとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、登録を取り消すことが適当であると認められるとき。
- 2 前項の規定により登録を取消した場合、県は当該とっとり犯罪被害者サポート企業に対してその旨を通知するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第8条 県は、申込者が提供した情報について、本制度の運用にのみ使用することとし、それ以外の目的に使用しない。

(所掌)

- 第9条 この要綱に関する事務は、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課において所掌する。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県生活環境部長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和7年7月28日から施行する。